

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立今治南高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめを受けた生徒は権利や人格を著しく侵害され、時には生命や身体に重大な危険を生じることがある。また、近年、言葉によるいじめやインターネットを通じてのいじめが増加しており、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つとなっている。

そこで、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめは絶対に許されない」という認識を持たせ、いじめ防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応が必要である。

(2) いじめの問題に関する基本的認識

- ① 「いじめることは人間として絶対に許されない」という強い認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識
- ③ 「いじめの未然防止や対応は学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある」という認識
- ④ 「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う」という認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、周囲で見ている生徒も関わっている。周囲の生徒が、いじめを面白がったりはやし立てたりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」になるといじめは促進されるが、「仲裁者」やいじめられる生徒に声をかけ適切な支援につなげる「ゲートキーパー」となればいじめの抑止効果が期待できる。

② いじめの動機 [東京都立研究所の要約引用]

- ・嫉妬心 ・支配欲 ・愉快犯（遊び感覚） ・同調性（強いものに追従）
- ・嫌悪感 ・反発、報復 ・欲求不満

(4) いじめの態様

- ・冷やかす、からかい、悪口、脅し
- ・集団での無視、仲間はずれ、嫌がらせ
- ・ぶつかる、小突く、暴力
- ・たかり、物壊し
- ・使い走り、落書き、性的辱め
- ・ネット上での誹謗中傷

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ問題対策委員会の設置

①役割・いじめの未然防止、早期発見、いじめの解決に向けた取組の中核となる

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し ・年間指導計画の作成・実行・検証・修正 ・校内研修会の企画・立案 ・評価アンケート等による取組状況のチェック | } | <p>いじめの未然防止
早期発見に向けた取組</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果、報告等の情報の整理・分析・共有 ・いじめの事実確認・判断・記録 ・指導や支援の体制・対応方針の決定 ・全教職員への情報共有 | } | いじめの解決に向けた取組 |

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育、教育相談課長、学年主任、養護教諭、保健主事、農場長、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育、教育相談課員、スクールライフアドバイザー、その他

③日常の指導体制・いじめの未然防止と早期発見に努める（別紙1）

④緊急時の対応・いじめの解決に向け、組織的に対応する（別紙2）

(2) いじめの予防

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめを起こさせないための予防的取組が求められる。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するため、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう、日常的に指導を行う必要がある。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

①学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・自信を持たせる、わかる授業作り
- ・コミュニケーション能力を育み、一人一人にやりがいを与える授業作り

②特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における、互いを認め合う望ましい人間関係作りの活動
- ・ボランティア活動の充実

③人権・同和教育の充実

- ・人権デーや講演会等による人権意識の高揚
- ・体験的活動による実践力の育成

④教育相談の充実

- ・悩みの解消と心の安定性
- ・スクールライフアドバイザーの活用
- ・教育相談室だよりの発行

⑤情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・フィルタリング等の呼びかけ

⑥教職員研修

- ・生徒指導上の課題に適切に対応できる能力や、カウンセリング能力の向上
- ・人権・同和教育校内研究授業

⑦保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・関係機関やPTA役員を招いてのいじめ問題対策委員会の開催（年2回）
- ・公開授業日の設定

(3) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

また、生徒はいじめられていてもそれを否定する場合が多々あることを認識し、些細な兆候でもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員でかわり、いじめの早期発見・迅速な対応が重要である。

①信頼関係の構築（「鍛」P55より）

- ・より密な接触の機会・励ましの一言・言葉かけは心かけ・愛と温かみ
- ・察知力・信じる心に信じられる対応・「大事にされている」と気づかせる対応
- ・熱意と見捨てない姿勢・教師の連帯・保護者の協力を得る

②いじめられている生徒のサインを見逃さない（別紙3）

③教室・家庭でのサインを見逃さない（別紙4）

④相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・教育相談週間（4月・9月・2月）での個別面談

⑤定期的調査の実施

- ・いじめに関するアンケート調査の実施（年3回）
- ・生徒理解調査等による生徒の性格や心情の理解
- ・教育相談調査の実施と情報交換

⑥情報の共有

- ・ホームルーム担任、教科担任、部活動顧問との情報交換
- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ
- ・中学校との連携

(4) いじめに対する措置

特定の教職員で問題を抱え込まず、関係者や関係機関と連携しつつ、事実確認と迅速な組織的対応を行う。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

①生徒への対応

いじめられている生徒への対応

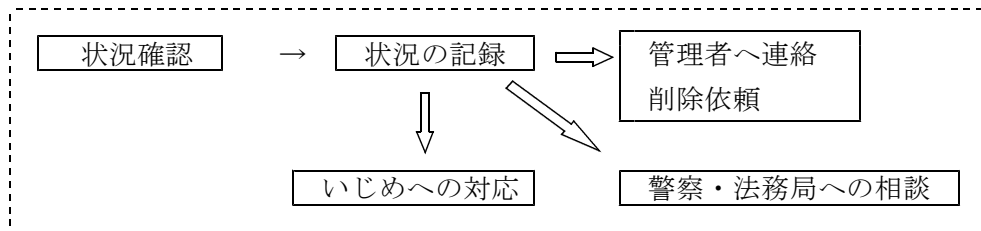
- ・聞き取りの場所や時間に配慮し、安全を確保する。（通報した生徒も含む）
- ・相談を真摯に傾聴して苦痛を共感的に理解し、不安を取り除く。
- ・全力で守ることを伝える。
- ・今後の対策についてともに考え、心のケアを図る。
- ・自尊感情を高めるよう留意する。

いじている生徒への対応

- ・直接いじめを発見した場合は、すぐにやめさせる。
- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめは人格を傷つける、決して許されない行為であることを、毅然とした態度で指導し、理解させる。
- ・他人の痛みを理解し再発を防ぐよう、根気強く指導する。
- ・差別意識を排除し、思いやりの意識を育成する。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かわない力を育む。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

ネットいじめへの対応

- ・ ネットいじめを把握し、不当な書き込みを直ちに削除する。



②関係集団への対応

- ・ 自分の問題として捉えさせ、解決する力を育成する。
- ・ はやしたり同調する行為もいじめに加担していることを理解させる。
- ・ いじめを誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ・ 自己有用感が味わえる集団作り、望ましい人間関係作りに努める。

③保護者への対応

- ・ 迅速に連絡を取る。
- ・ 学校が複数の教員で対応し全力を尽くす決意を伝え、安心感を与える。
- ・ 家庭訪問等を行い、苦痛に対する理解を示しつつじっくりと話を聞く。
- ・ プライバシーを守ることを伝える。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

④関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、教育委員会、警察（心身や財産への重大な被害があったり、犯罪等の違法行為がある場合）、福祉関係機関、医療関係機関と一体的な対応をすることが重要である。

(5) 重大事態への対応

①重大事態とは

- ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
（自殺の企図、精神性疾患の発症、身体に重大な障害を負う、高額の商品を奪われた場合）
- ・ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
（年間の欠席が30日程度以上、一定期間の連続した欠席）

②重大事態への対応

- ・ 第三者（関係機関等）の参加のもと、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を行い、必要な措置をとる。
- ・ いじめを受けた生徒および保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・ 県教育委員会に速やかに報告し、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(6) いじめの解消とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消するのではなく、次の2つの要件が満たされていることに留意する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心をいじめが解消に至るまで確保する。いじめが「解消している」状態に至っても教職員は関係生徒を、日常的に注意深く観察し再発を防止する。

①いじめに係る行為が止んでいること

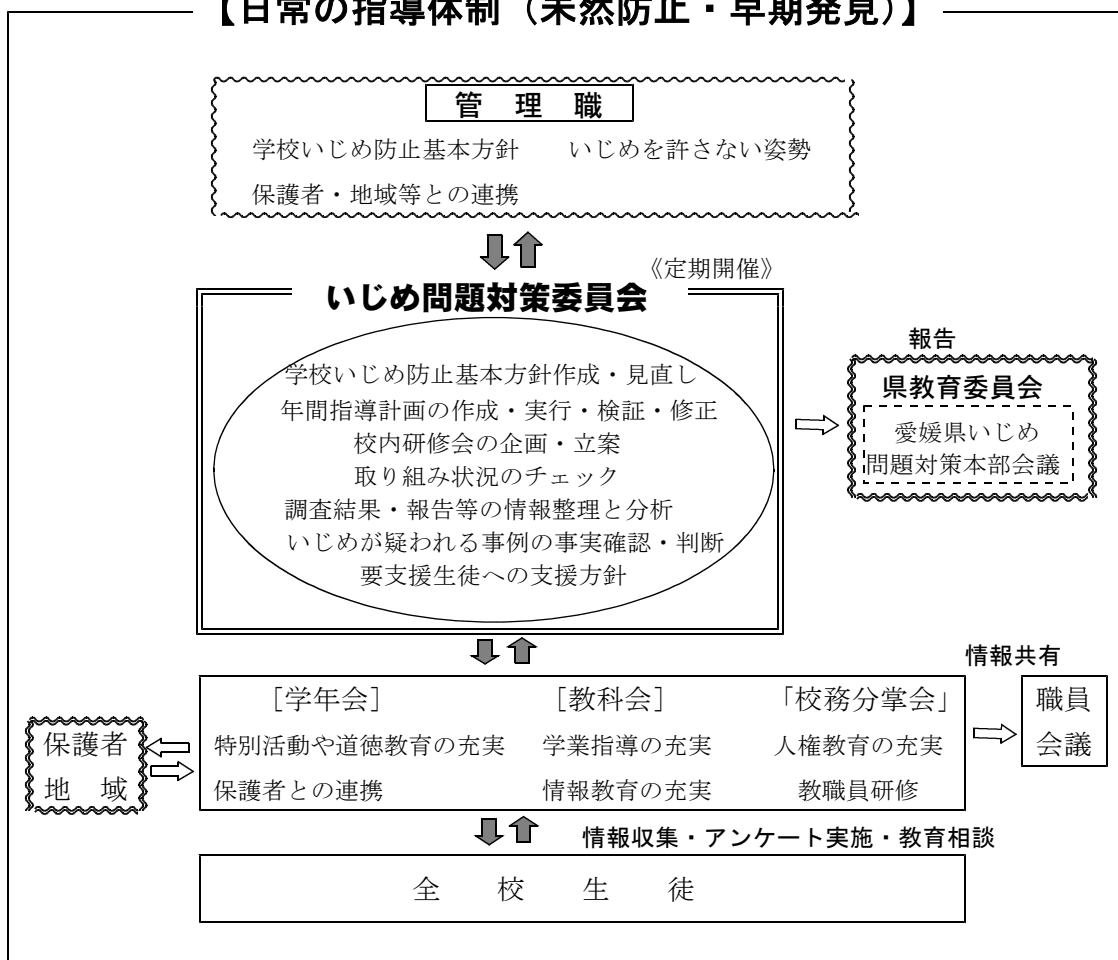
- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、期間が経過した段階で判断する。（より長期の期間が必要な場合はこの限りではない。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

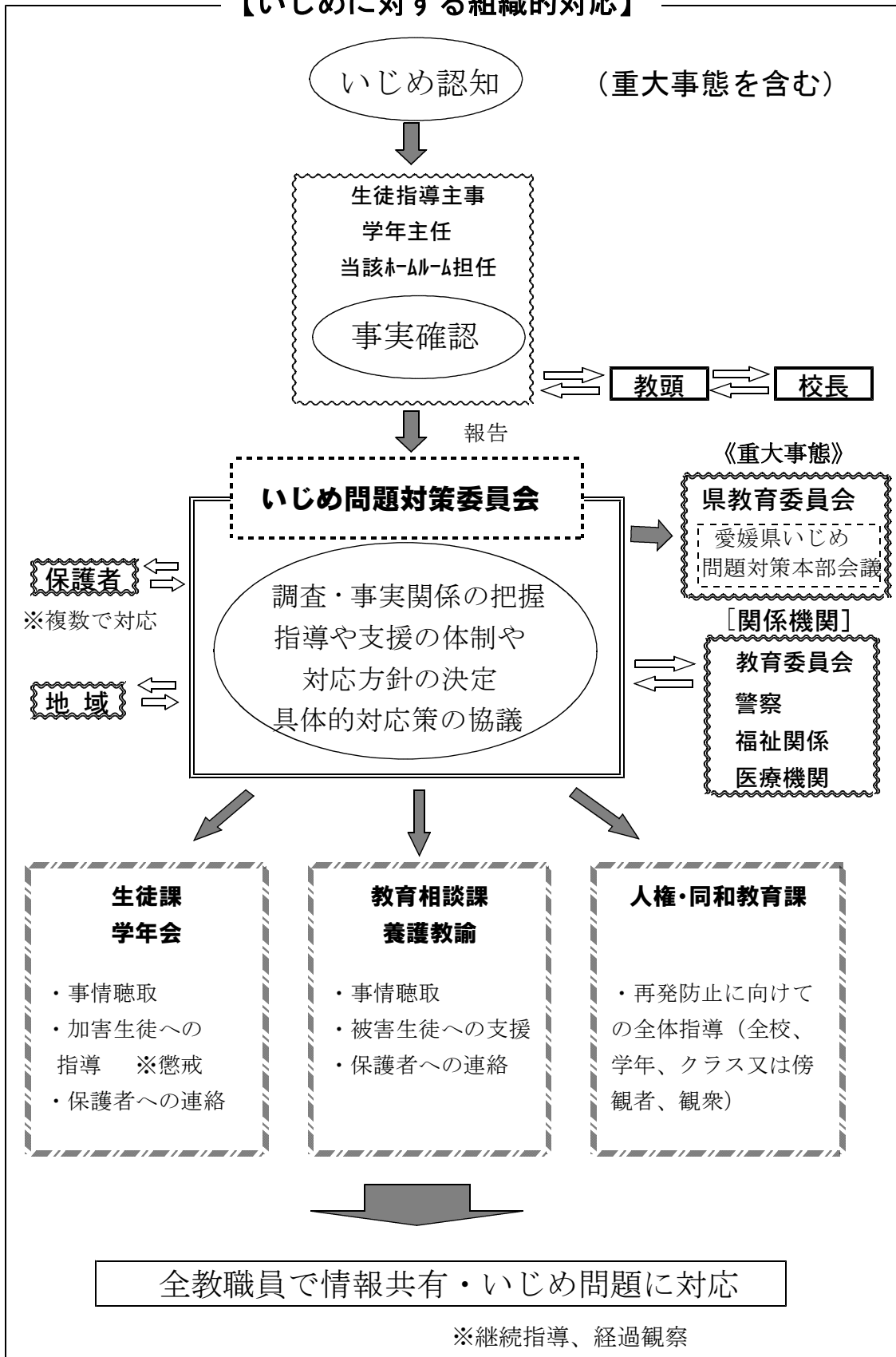
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

別紙1

【日常の指導体制（未然防止・早期発見）】



【いじめに対する組織的対応】



別紙3 【いじめ発見のチェックポイント①】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。また、いじめは大人が気づきにくいところで起こることが多いため、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 SHR 授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・元気がなく、他の生徒からの声かけもほとんど見られない。 ・体調不良を訴える。 ・担任が入室後、教室に遅れて入る。 ・保健室やトイレに行くようになる。 ・学習意欲が感じられず、成績も下がりだしている。 ・教材や提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・教材費の提出が遅れる。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席についている。 ・教科書やノートに汚れや落書きされた跡がある。 ・突然個人名が出される。 ・正答を冷やかされたり、間違いをここぞとばかり笑われたりする。 ・グループ分けで孤立しがちである。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・一人で弁当を食べている。 ・用のない場所（保健室等）にすることが多い。 ・ふざけあっているが表情がさえない。 ・ふざけて怪我をしたと言って、保健室で処置している。 ・他の生徒といるときに、おどおどした様子が感じられる。 ・遊びの中で命令されたり、嫌な役をしたりしている。 ・ひどいあだ名で呼ばれる。 ・通行の邪魔をされたり、そばを通ると避けられたりする。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・衣服が汚れていたり、擦り傷や鼻血の跡がある。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。 ・部活動を休み始めたり、やめたいと言い出したりする。 ・仲間に使い走りさせられたり荷物を持たされたりしている。 ・刃物など、危険なものを持つ。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・特定の生徒を見ながら、聞こえよがしに話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙4 【いじめ発見のチェックポイント②】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。
<ul style="list-style-type: none">・壁等にいたずら、落書きがある。・机やイス、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サイン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・いじめられている友人の話をするようになる。・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。・朝起きてこなかったり、学校に行きたくないとしたりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友達が急に変わる。・用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。・感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動を取る。・家族に口答えするなど、乱暴な口を聞く。・表情が暗くなり、部屋に閉じこもるようになる。・「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。・食欲不振、不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。・大切にしていたものや集めていたものを友達にあげる。・親が留守のときに、友達がよく来るようになる。